

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年12月8日(2023.12.8)

【公開番号】特開2023-60208(P2023-60208A)

【公開日】令和5年4月27日(2023.4.27)

【年通号数】公開公報(特許)2023-079

【出願番号】特願2023-33908(P2023-33908)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 333 Z

A 63 F 7/02 316 D

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月30日(2023.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立を契機として、成立した前記所定条件に基づき予め定められた遊技価値を遊技者に付与する遊技機であって、

該遊技機において実行された遊技の性能を示す遊技性能情報を表示する遊技性能情報表示手段と、

その遊技性能情報表示手段において正常な表示が可能か否かを確認するための確認用表示を行わせる確認用表示手段と、

前記遊技性能情報表示手段により表示される前記遊技性能情報に関する情報を記憶する記憶手段と、

前記遊技機に電源が投入された場合に前記記憶手段に記憶された前記情報を初期化する初期化手段と、

前記初期化手段により前記記憶手段に記憶された前記情報が初期化された場合に、新たに前記記憶手段に記憶された情報に基づく前記遊技性能情報を、少なくとも所定期間通常とは異なる態様で前記遊技性能情報表示手段に表示させる初期化後表示手段と、を備え、

前記遊技機に電源が投入された場合に少なくとも前記所定期間にあるときは、前記確認用表示手段による前記確認用表示を行ってから、前記初期化後表示手段により前記遊技性能情報を通常とは異なる態様で前記遊技性能情報表示手段に表示させ、

前記所定期間は、遊技に使用された遊技価値に対応する情報に基づいて判断されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来より、所定条件の成立を契機として、その成立した所定条件に基づき予め定められた遊技価値を遊技者に付与する遊技機がある(例えば、特許文献1)。

【手続補正3】

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

近年、このような遊技機では、遊技者に付与される遊技価値の好適な管理が望まれている

。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、上記事情に鑑みてなされたものであり、遊技価値を好適に管理することができる遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この目的を達成するために請求項1記載の遊技機は、所定条件の成立を契機として、成立した前記所定条件に基づき予め定められた遊技価値を遊技者に付与するものであって、該遊技機において実行された遊技の性能を示す遊技性能情報を表示する遊技性能情報表示手段と、その遊技性能情報表示手段において正常な表示が可能か否かを確認するための確認用表示を行わせる確認用表示手段と、前記遊技性能情報表示手段により表示される前記遊技性能情報に関する情報を記憶する記憶手段と、前記遊技機に電源が投入された場合に前記記憶手段に記憶された前記情報を初期化する初期化手段と、前記初期化手段により前記記憶手段に記憶された前記情報が初期化された場合に、新たに前記記憶手段に記憶された情報に基づく前記遊技性能情報を、少なくとも所定期間通常とは異なる態様で前記遊技性能情報表示手段に表示させる初期化後表示手段と、を備え、前記遊技機に電源が投入された場合に少なくとも前記所定期間にあるときは、前記確認用表示手段による前記確認用表示を行ってから、前記初期化後表示手段により前記遊技性能情報を通常とは異なる態様で前記遊技性能情報表示手段に表示させ、前記所定期間は、遊技に使用された遊技価値に対応する情報に基づいて判断される。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

30

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の遊技機によれば、所定条件の成立を契機として、成立した前記所定条件に基づき予め定められた遊技価値を遊技者に付与するものであって、該遊技機において実行された遊技の性能を示す遊技性能情報を表示する遊技性能情報表示手段と、その遊技性能情報表示手段において正常な表示が可能か否かを確認するための確認用表示を行わせる確認用表

50

示手段と、前記遊技性能情報表示手段により表示される前記遊技性能情報に関する情報を記憶する記憶手段と、前記遊技機に電源が投入された場合に前記記憶手段に記憶された前記情報を初期化する初期化手段と、前記初期化手段により前記記憶手段に記憶された前記情報が初期化された場合に、新たに前記記憶手段に記憶された情報に基づく前記遊技性能情報を、少なくとも所定期間通常とは異なる様で前記遊技性能情報表示手段に表示させる初期化後表示手段と、を備え、前記遊技機に電源が投入された場合に少なくとも前記所定期間にあるときは、前記確認用表示手段による前記確認用表示を行ってから、前記初期化後表示手段により前記遊技性能情報を通常とは異なる様で前記遊技性能情報表示手段に表示させ、前記所定期間は、遊技に使用された遊技価値に対応する情報に基づいて判断されるので、遊技価値を好適に管理することができるという効果がある。

10

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】

20

30

40

50